

行政文書一部開示決定通知書

3小選第199号  
令和3年10月18日

田中智之様

実施機関 小牧市選挙管理委員会



令和3年10月5日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり一部を開示することとしましたので通知します。

開示請求に係る行政文書の内容又は題名	令和2年11月5日から同3年3月31日までの間における、愛知県知事大村秀章解職請求の請求代表者による署名簿の閲覧について、閲覧の有無、閲覧の日時などを記録した文書	
開示を実施する日時及び場所	日時	行政文書の写しの作成に要する費用及び郵送料の納付
	場所	確認後に郵送させていただきます。
開示の実施の方法	写しの交付（郵送）	
開示しないこととした部分	閲覧受付票に記載されている氏名、住所及び生年月日	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	小牧市情報公開条例第7条第2号該当 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）であるため。	
上記の理由がなくなる期日 （この欄は、上記の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入します。）	年 月 日  開示を希望する場合は、同日以後、改めて請求してください。	
担当課等	小牧市選挙管理委員会事務局 電話 (0568) 76 - 1104	

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小牧市選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（小牧市選挙管理委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(注) 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日ご都合の悪い場合は、あらかじめ担当課等までご連絡ください。

田 中 智 之 様

小牧市選挙管理委員会

行政文書開示請求にかかる費用の納付について  
令和 3 年 1 0 月 5 日付けでありました行政文書開示請求については、別紙のとおり決定しました。文書の写しの交付にあたり、複写代金等の納付が必要となります。  
つきましては、下記のとおり費用を納付していただきますようお願いいたします。  
入金を確認した後※、文書を郵送させていただきます。

記

- 1 必要となる費用
  - (1) 内訳：複写代金  
 $A 4 : 1 \text{ 枚} \times 1 0 \text{ 円/枚} = 1 0 \text{ 円}$
  - (2) 内訳：郵送代金  
8 4 円
  - (3) (1)と(2)の合計 9 4 円
- 2 費用の納付方法  
別添納付書により納付願います。

※入金の確認は、振込み金融機関から取りまとめ金融機関を通じて、市の指定口座へ振り込まれることから数日を要する場合があります。

連絡先 小牧市堀の内三丁目 1 番地  
小牧市選挙管理委員会事務局選挙係  
TEL 0 5 6 8 - 7 6 - 1 1 0 4  
FAX 0 5 6 8 - 7 5 - 5 7 1 4

# 納入通知書兼領収書

田中 智之

様

下記のとおり納付してください。

令和 3年 10月 18日



小牧市長 山下 史守朗

金額 94 円

納付目的 情報公開コピー代金及び郵送代金

納付期限 令和 3年 11月 8日

上記の金額を領収しました。

年度	会 計				番 号		領収日付印
3	一般会計				9358-402		出納 3. 10. 19 十六・名古屋 ④
款	項	目	節	細節	細々節	予算区分	
23	4	1	1	90	49	0	

主管課 総務部 総務課

(納入者保管)

田中 智之 様

入金が確認できましたので、写しを送付させていただきます。

小牧市選挙管理委員会事務局 鈴木